## 東北支社入札監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日	平成5年4月5日(水)~令和5年4月13日(木)※回議にて実施					
委員	運上 茂樹(東北大学大学院 教授)					
	笹村 恵司 (弁護士)					
	辻田 芳幸 (東北学院大学 教授)					
	河野 達仁 (東北大学大学院 教授)					
	齋藤 幹治 (東北経済連合会 専務理事)					
	古川	直磨(公	認会計士・税理士	)		
審議対象期間	令和4年10月1日~平成5年3月31日					
苦情対象工事件数	総件数 1件			(備考)		
一般競争	0件	:				
条件付一般競争	0件	:				
(拡大型)指名競争	1件					
随意契約・基本契約 方式に基づく個別 契約	0件					
		申立日	件名	契約方式	内容等	
再苦情申立概要	(1)	R5. 3. 13	再苦情申立て書	(拡大型)指名競争	苦情申立て回答書による無効取消要求に対し 応じられない理由は、 他の処分との整合性に 欠けるため矛盾すること。 苦情に対し理由を示し ていないこと。 以上のことから、改め て取り消しを求める。	
				回答		
				・請負工事成績評定要領における「15. その他		
				契約違反」に該当する事象に起因して結果的		
委員からの意見・質				に粗雑工事等を発生させ競争参加資格停止		
問、それに対する回				措置を講じたもので、その資格停止措置に対		
答等				する減点であり、競争参加資格停止等事務処理要領の批器は進行であり、競争参加資格停止等事務処理要における「初め遺伝」しば		
				理要領の措置基準における「契約違反」とは 異なります。		
[						

	・再苦情申立回答書『なお、東北 支社による工事成績評定は「請負 工事成績評定要領」に基づき実施 しており、「競争参加資格停止等 事務処理要領」上の「契約違反」 を根拠にしたものではなく事実 誤認があります。』の事実とは粗 雑工事を指しているのか、それと も競争参加資格停止等措置基準 を指しているのか。	・事実とは、競争参加資格停止等措置基準を指しています。
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	再苦情申立てに対する回答内容にな	ついて委員会による意見はありません。